

2 いじめ防止基本方針

日置市立土橋中学校

I いじめの定義

いじめとは、

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの

〔いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）による定義編〕

- 1) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 2) 「物理的な影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんか・ふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

II いじめに対する基本認識

- 1 本県においても、いじめを受けていた生徒が自殺するといった痛ましい事故が発生していることを重く受け止める。
- 2 いじめについては、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」との基本認識を持ち、アンケート調査や教育相談を定期的に設け、生徒の状況を把握する。また、生徒の発する小さなサインを見逃さず、教職員間での積極的な情報交換を行い、保護者関係者からの幅広い情報収集に努める。
- 3 いじめの訴えがあった場合には、本人や保護者の心情を最大限にくみ取り、迅速に誠意ある対応をする。
- 4 いじめを認知した場合には、いじめられている生徒に対して、学校をあげて守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行う。
- 5 いじめを行った生徒に対しては、保護者の理解と協力を得ながら、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう、根気強く毅然とした指導を徹底するとともに、必要に応じて、関係機関と連携を図るほか、出席停止の措置についても検討する。
- 6 過去にいじめがあった事例については、当該生徒のその後の状況を十分把握し、継続的に支援する。
- 7 各学期始めに「いじめ問題を考える週間」を設定し、命の大切さ等に関する授業を実施したり、生徒会活動等を通じて生徒がいじめ問題に主体的に取り組むように促す。
- 8 進級や転入に伴う友人関係の変化に留意し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努める。

〔鹿児島県「生徒指導に関する取組の徹底について（通知）」（平成22年4月）から抜粋・編〕

III いじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句を言われる等
- 仲間はずれ、集団による無視をされる等
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする等
- ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりする等
- 金品をたかられる等
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする等
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする等
- パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる等

〔鹿児島県いじめ対策必携（令和2年3月改訂）より〕

IV いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりを目指し、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめを認知する際の留意点として、いじめられていても、本人がそれを否定するケースが多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、生徒指導委員会等を活用して行う。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

3 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、直ちに警察に通報することが必要なものなどが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 教職員の資質向上

学校におけるいじめの問題の解決のためには、一人一人の教職員の力量に期待するところが極めて大きい。そのため、教職員がいじめの問題に対し、正しい共通認識を持ち、適切な対処が行われるよう、教員研修等を通して、いじめの問題への対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。また、学校における組織的な対応を可能にする体制整備が必要である。いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりに向けては、教師一人一人の授業力や学級経営力の向上が必要であり、いじめの未然防止のために、各種研修の機会の充実に努めることが必要である。また、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修等を充実させることが必要である。

なお、体罰は、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

5 地域や家庭、関係機関との連携

生徒の健やかな成長を促すためには、社会全体で生徒を見守り、学校関係者と地域、家庭とが連携していくことが必要である。いじめの早期発見のため、家庭生活における小さな変化を把握することや、いじめを行った生徒に対して根気強く毅然とした指導を継続して行っていくためには、保護者の理解・協力が不可欠であり、そのための十分な連携が求められる。

いじめの問題への対応において、学校がいじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。そのため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や情報共有体制を構築しておくことが必要である。また、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携し、法務局など学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知するなど、連携した取組を行うことが必要である。

V いじめの防止に関する措置

1 いじめの防止

○生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

○集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

○教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- ・全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、体験活動等の充実
- ・学級会活動や生徒会活動など特別活動における話し合い活動の充実、あいさつ運動、ボランティア活動の充実
- ・生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動を取り入れた教育活動の推進
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる授業づくりや集団づくり

(1) 道徳教育の充実

- ア 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- イ 「いじめをしない」、「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ウ 生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- エ 生徒の心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心遣い」、「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

(2) 人権教育の充実

- ア いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させる。
- イ 生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重や精神の人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(3) 体験活動の充実

- ア 生徒が、他者や社会、自然との直接的な関わりのなかで自己と向き合うことで、「生命に対す畏敬の念」、「感謝する心」、「共に生きる心」に、自らが気づき、発見し、体得する。
- イ 福祉体験やボランティア体験、就業体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的・系統的に展開し、教育活動に取り入れる。

(4) 特別活動の充実

- ア 学級活動や生徒会活動などの集団活動を通して、望ましい人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
- イ 学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

(5) コミュニケーション活動の重視

- ア 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- イ 生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

2 早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくことがあることから、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく、積極的に認知する。
- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ・相談体制の整備と相談しやすい雰囲気の醸成
- ・定期的な教育相談の実施
- ・定期的なアンケート調査の実施
- ・教職員間の連携や家庭、地域との連携による情報交換、情報共有の推進

(1) 日々の観察

- ア 教職員が生徒と共に過ごす機会（休み時間や昼休み、放課後の雑談等）を積極的に設け、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない。
- イ いじめの相談の窓口があることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。
- ウ 担任を中心に、生徒が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- エ 気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

(2) 情報の共有

- ア おかしいと感じた生徒がいる場合には、全体の場合（職員会議や職員朝会）で気付いたことを共有し、より多くの目で該当生徒を見守る。
- イ 様子に変化がみられる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い該当生徒に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談や家庭訪問等を行い、迅速に対応する。

(3) いじめ実態調査アンケートの実施

- ア アンケートはいじめ発見の手立ての一つであると認識したうえで、実態に応じて随時実施する。少なくとも学期に1回以上実施する。
- イ 実施方法については、生徒の実情に応じて、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮して実施する。

3 早期対応

- 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 対応の在り方について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ・いじめの事実関係の把握
- ・いじめられた生徒の安全確保及び支援体制の整備
- ・いじめた生徒への指導及び支援体制の整備
- ・対応の在り方及び指導方針に関する教職員間の共通理解
- ・関係する生徒の保護者への適切な情報提供
- ・保護者や関係機関との連携
- ・周りではやしたてる子ども、見て見ぬふりをする子どもへの対応

(1) 正確な事実把握

- ア 当事者双方、第三者（周りの生徒、保護者等）から、個々に聴き取り、記録する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- イ 関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。
- ウ 1つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導体制、方針の決定

- ア 学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下すべての教職員が対応を協議し、共通理解をしたうえで、的

確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 指導のねらいを明確にする。

ウ 教育委員会、関係機関との連絡調整を行い、教育相談員やスクールカウンセラー等の専門家と協力をして解決にあたる。

(3) 生徒への指導及び支援

ア いじめられていると相談にきた生徒、いじめの情報を伝えにきた生徒から話を聞く場合には、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。

イ 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめの情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

ウ いじめている側の生徒に対して毅然とした態度で指導にあたることとし、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。

(4) 保護者との連携

ア 直接会って、いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。

イ 家庭での様子や友人関係について情報を収集し、指導に生かす。

ウ ネットワークを利用したいじめの発見などについて保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

エ 授業参観や保護者懇談会などを通して、保護者との連携を深める。

(5) 事後の対応

ア 継続的に指導・支援を行う。

イ スクールカウンセラーや養護教諭と連携をとり、いじめられている生徒の心のケアに努める。

ウ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

エ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

4 いじめに関する職員研修の充実

「いじめ対策必修」を活用した研修を実施する等、いじめの問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

5 組織的な指導体制の確立

いじめの問題に対する学校の指導体制が機能するためには、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的、継続的な取組を行うことが重要である。学校の実態に応じた校内連絡体制を見直し、適切な報告や情報の共有がなされるとともに、いじめの態様や原因、その背景等に応じて、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織的に対応する。

6 家庭や地域との連携の強化

- いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有する。

- ・ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発
- ・ いじめに係る相談を行うことができる体制の整備
- ・ いじめの事実があると思われた場合、関係する生徒の保護者への適切な情報提供
- ・ いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するとともに、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援
- ・ いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

7 その他

(1) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、教師向けの指導用資料やチェックリストなどを通じ、いじめの防止等の取組の充実を図る。

(2) 学校評価等における留意事項

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多

寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。

VI いじめが起きた場合の対応

1 いじめられた生徒に対して

【◆生徒に対して】

- (1)事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- (2)「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- (3)必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- (4)自信をもたせることばをかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

【◆保護者に対して】

- (1)発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- (2)学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- (3)保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- (4)継続して家庭と連携を図りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- (5)家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

2 いじめた生徒に対して

【◆生徒に対して】

- (1)いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- (2)心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【◆保護者に対して】

- (1)正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- (2)「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- (3)生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

3 周りの生徒に対して

- (1)当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- (2)「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示す。
- (3)はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- (4)いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- (5)いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

4 継続した指導

- (1)いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- (2)教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- (3)いじめられた生徒のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- (4)いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- (5)いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のための日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

1 重大事態とは

○生命、心身又

- ※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと
して報告・調査等に当たる。

◆事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

The flowchart illustrates the process for responding to bullying, starting from the principal's leadership and moving through several stages:

- 校長のリーダーシップによる迅速な初期対応** (Rapid initial response by the principal's leadership)
- 発見** (Discovery): 日常の観察・アンケート・教育相談・周りの生徒・保護者の訴え等の情報 (Information from daily observation, surveys, counseling, other students, and guardian complaints).
- 情報収集** (Information Collection): 情報を得た職員 (Staff who obtained information) → 担任・学年主任等 (Classroom teacher, year-level principal, etc.) → 生徒指導担当 (Student guidance officer).
- 事実確認** (Fact Confirmation): 生徒指導担当 is connected to 教頭 (Assistant principal) and 校長 (Principal). 校長 is also connected to 保護者 (Guardian) via 召集・指揮 (Summoning and directing).
- 方針決定** (Policy Decision): 教頭 and 校長 are connected to 教頭 (Assistant principal). 校長 is also connected to 保護者 (Guardian) via 適時連絡 (Timely communication).
- 対応** (Response): 保護者 is connected to 市教育委員会 (Municipal Education Commission) and 県教育委員会 (Prefectural Education Commission) via 報告・支援 (Reporting and support). 市教育委員会 and 県教育委員会 are connected to each other via 報告・支援 (Reporting and support).
- 経過観察** (Follow-up observation): 市教育委員会 and 県教育委員会 are connected to 警察 児童相談所 福祉事務所 その他関係機関 (Police, Child Welfare Center, Welfare Office, and other related organizations) via 連絡・相談 支援 (Communication, consultation, and support).
- 再発防止・未然防止活動** (Prevention of recurrence and prevention of occurrence): 警察 児童相談所 福祉事務所 その他関係機関 (Police, Child Welfare Center, Welfare Office, and other related organizations) are connected to 警察 児童相談所 福祉事務所 その他関係機関 (Police, Child Welfare Center, Welfare Office, and other related organizations) via 連絡・相談 支援 (Communication, consultation, and support).
- 職員会議** (Staff Meeting): 職員会議 (Staff meeting) is connected to 報告・共通理解 (Reporting and mutual understanding) and 共通理解 (Mutual understanding).
- いじめ対策委員会** (Bullying Countermeasures Committee): いじめ対策委員会 (Bullying Countermeasures Committee) is connected to 報告・共通理解 (Reporting and mutual understanding), 調査方針・分担決定 (Investigation policy and division of labor decision), (事案の状況を見て) 調査班編成 (Investigation team formation based on the situation of the case), 報告・事実関係の把握・指導 (Reporting, grasping the facts, and guidance), 方針の決定, 指導体制の編成 (Decision on policy, formation of guidance system), and (事案の状況を見て) 対応班編成 (Response team formation based on the situation of the case).
- 再発防止・未然防止活動** (Prevention of recurrence and prevention of occurrence): 再発防止・未然防止活動 (Prevention of recurrence and prevention of occurrence) is connected to 解消継続指導・経過 (Continued guidance and progress).
- 再発防止・未然防止活動** (Prevention of recurrence and prevention of occurrence): 再発防止・未然防止活動 (Prevention of recurrence and prevention of occurrence) is connected to 解消継続指導・経過 (Continued guidance and progress).
- 再発防止・未然防止活動** (Prevention of recurrence and prevention of occurrence): 再発防止・未然防止活動 (Prevention of recurrence and prevention of occurrence) is connected to 解消継続指導・経過 (Continued guidance and progress).

Additional notes and boxes in the diagram include:

- ※即日対応が好ましい** (It is preferable to respond on the same day).
- 学校だけで解決が困難な事例** (Cases where it is difficult to solve with only the school).
- ※暴力・恐喝等の犯罪行為があった場合** (In the case of criminal acts such as violence or extortion).